

# 平成29年度「水質検査計画」

## 目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の原水及び、浄水の水質状況と管理上の留意点
4. 検査地点
5. 検査項目と検査頻度
6. 水質検査方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
8. 臨時の水質検査
9. 関係機関との連携

(参考資料) 水質基準項目の説明

「別紙1」 配水系統と検査地点

「別紙2」 水質検査項目一覧表

「別紙3」 平成23～27年度水質検査結果表

**大室水道事業**

伊豆総合産業株式会社

## 1. 基本方針

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、清浄で安全な水として供給できるようにするために必要不可欠なものです。健康的かつ文化的な生活を営む上で欠くことのできない水道水の安全性を保障するものでもあります。

大室水道事業では、水質検査の適正化と衛生的で良質な水の供給を目指し、原水および浄水の状態を踏まえて水道法に基づき水質検査計画を策定しました。

### ① 検査地点

水質基準が適用される給水栓(蛇口)及び水源とします。

### ② 検査項目

「別紙2」の一覧表にある水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とします。

### ③ 検査頻度

給水栓では、水道法に基づき、色・濁り・残留塩素の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号)については、1日1回行います。

また、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・味・臭気・及び濁度等の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号)については、月1回行います。

その他の項目の検査については、「別紙2」の水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度により行います。

## 2. 水道事業の概要

水源は天城山系の地下水を水源とし、高室水源(φ300×150m)・湖南水源(φ200×120m)及び池第1～3水源(φ300×80m)の深井戸に設置した取水ポンプにより揚水し、沈砂池を通った水を送水ポンプにより配水池で混合、ここで塩素消毒を行い、自然流下方式により各家庭へ給水します。

### ① 給水状況

- ・普及率・・・・・・・・・・ 100%
- ・給水戸数・・・・・・・・・・ 3,041戸
- ・計画1日最大給水量・・・・ 5,250立方メートル
- ・1日最大給水量・・・・・・ 3,482立方メートル
- ・1日平均給水量・・・・・・ 2,189立方メートル

※計画1日最大給水量以外の数値は平成27年度末の数値です。

## ② 浄水施設の概要

- ・ 水道名 . . . . . 大室上水道
- ・ 水源 . . . . . 高室・湖南・池第1・池第2・池第3 水源地
- ・ 所在地 . . . . . 伊東市富戸・伊東市池
- ・ 原水の種類 . . . . . 地下水(天城山系)
- ・ 施設能力 . . . . . 5,250 立方メートル/日
- ・ 沈砂池 . . . . . 20 立方メートル
- ・ 浄水処理方式 . . . . . 塩素滅菌のみ

## 3. 水道の原水及び、浄水の水質状況と管理上の留意点

大室上水道の原水はすべて深井戸であり、昭和 37 年より年 1 回の全項目水質検査 (51 項目)及び月 1 回の省略不可項目水質検査(9 項目)において、水質基準を満たしており安全で良質な水であるといえます。また、細菌・生物検査を強化するため、従来の大腸菌及び一般細菌の検査に加え、嫌気性芽胞菌の検査をすべての水源で実施し、原水のより一層の安全の確保に努めます。

また、浄水方法は塩素滅菌のみであり、滅菌薬剤に次亜塩素酸ナトリウムを使用していますが、原水の水質が良好であるため添加量を少なくしています。

なお、高品質の次亜塩素酸ナトリウム薬剤を使用し、品質低下がないよう温度管理を含め備蓄保管にも留意しています。

## 4. 検査地点

### ① 給水栓(蛇口)

浄水省略不可項目のうち、毎月実施する検査の採水地点として 1 箇所を設定しました。

採水地点 . . . . 大室高原分譲地 6 丁目管末

### ② 水源(水源地内取水ポンプ)

安全で良質な水道水の供給には水源の水質が影響を与えるため、原水の検査地点は、各水源地内にある取水ポンプに付属する給水栓とし、そこから採水して検査試料とします。

## 5. 検査項目と検査頻度

### ① 検査項目（「別紙 2」検査項目一覧表参照）

法令に基づく別紙検査表の水質基準項目（51 項目）について水質検査を行います。

### ② 検査頻度（「別紙 2」検査項目一覧表参照）

a. 法令に基づく検査表の項目No.1、2、38、46～51 の検査は毎月 1 回行います。

b. 法令に基づく検査項目（上記 a を除く）のうち、その濃度が基準値の 1/10 以下  
の場合は 3 年に 1 回まで検査頻度を減ずることができますが、検査表の項目No.  
11、40 については、基準値の 1/5 以下であることから年 1 回行います。

c. 法令に基づく色、濁り、残留塩素の検査は 1 日 1 回行います。

d. 法令に基づく検査表の項目No.7、10、21～31、40 の検査は 3ヶ月に 1 回行います。

## 6. 水質検査方法（自社・委託の区分）

① 法令に基づく毎日の検査は自社で行います。

② 毎月検査、3ヶ月に 1 回実施する検査、及び 1 年に 1 回実施する検査については、  
厚生労働省登録検査機関に委託して実施します。

<委託検査機関>

株式会社 東洋検査センター

静岡県伊豆の国市田京 1 5 1 番地の 6

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

平成 29 年度の水質検査計画、平成 23～27 年度水質検査結果（「別紙 3」）は、伊豆総合産業株式会社管理センターにて公表し、配布しております。

## 8. 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に応じた浄水処理を行うことができず、給水栓から出た水で水質基準値を超えるおそれがある場合、必要に応じて臨時の水質検査を実施します。

- ① 原因不明の色や濁り、臭気の発生等、水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常が認められたとき。
- ③ 水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。
- ④ 配水管の大規模な工事をしたとき。
- ⑤ その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

なお、臨時に実施する水質検査の項目については、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目とします。この検査は、水質異常の収束または改善が認められ、安全な水道水が再び供給できるようになるまで行います。

## 9. 関係機関との連携

### ① 検査の実施等について

水質検査計画に基づく検査の実施等については、受託検査機関である厚生労働省登録機関及び、静岡県東部健康福祉センターとの連携を図って実施します。

### ② 検査の結果及び、計画の見直し等について

水質検査委託機関より検査結果の報告があった際は、直ちにその結果を評価し不適な項目があった場合は改善に努める等適切に対処します。その際必要に応じて、保健所や委託検査機関等から指導や助言を受けながら行います。

また、年間の検査結果が判明した時点でそれらを総合的に判断し、必要に応じ計画の見直し等を行います。

### ③ 水質異常発生時について

水源や水源周辺において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、静岡県東部健康福祉センター等に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。

## 水質基準項目の説明

「水質基準項目」とは、健康に影響を与えたり、生活上の支障をきたす可能性のある物質について、水道法により定められた項目です。

項目内の☆は新しく追加された項目です。

区分	項目		基準値(mg/l)	説明			
病原生物の指標	1	一般細菌	100個以下	水の一般的洗浄度を示す指標です。これが著しく増加した場合にはし尿、下水、排水等による病原生物に汚染されている疑いがあります。一般には、塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。			
	2	大腸菌	検出されないこと	水系感染症の主な病原菌は人や動物の糞便に由来しており、大腸菌が検出された場合には、病原生物に汚染されている疑いがあります。一般には、塩素消毒によりほとんどの菌が死滅します。			
無機物質・重金属	3	カドミウム及びその化合物	0.01以下	蓄積性の有害物質で、長期間にわたり摂取すると腎機能障害や骨障害をもたらします。イタイイタイ病の原因物質として知られています。自然界に広く分布。鉱山、工場排水混入のおそれ。			
	4	水銀及びその化合物	0.0005以下	急性中毒の場合は口内炎、下痢、腎障害、慢性中毒では貧血、白血球減少、手足の知覚喪失の症状となります。水俣病は、有機水銀であるメチル水銀が原因で発生したことが知られています。自然水中ではほとんど検出されません。工場排水のおそれ。			
	5	セレン及びその化合物	0.01以下	金属セレンは毒性が少ないが、化合物には猛毒のものが多い。粘膜に刺激を与え、胃腸障害、肺炎などの症状を起こします。鉱山や工場排水混入のおそれ。			
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	神経系の障害や貧血、頭痛、食欲不振などの中毒症状を起こすことが知られています。昔から水道管に使用され溶けにくいといわれていましたが、最近溶出が問題となっています。			
	7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	蓄積性があり、感覚異常や皮膚の角化、末梢性神経症などを起こします。ヒ素による健康被害は、西日本一帯で起きた森永ヒ素ミルク中毒事件が知られています。農薬、殺虫剤、医薬品、除草剤混入のおそれ。			
	8	六価クロム及びその化合物	0.05以下	六価のクロムは毒性が強く、多量に摂取した場合は、嘔吐、下痢、尿毒症などの症状を起こします。鉱山、工場排水混入のおそれ。			
	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	強い毒性があり、口から摂取すると粘膜から急速に吸収され、頭痛、吐き気、けいれん等を起こします。シアン化カリウムは青酸カリとして知られています。自然水中ではほとんど検出されません。工場排水混入のおそれ。			
	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水などに含まれる窒素化合物が水や土の中で変化してこの物質となります。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。基準値は2つの合計値です。			
	11	フッ素及びその化合物	0.8以下	温泉地帯の地下水や河川水に多く含まれることがあります。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の原因となります。			
	12	ホウ素及びその化合物	1.0以下	中毒症状は、下痢、嘔吐などを起こします。この化合物で、なじみのあるものにホウ酸があります。ホウ酸は刺激が少なく温和な消毒剤として使用されてきましたが、傷のある皮膚や粘膜などから速やかに吸収され、中毒症状を引き起こします。現在では、目の洗浄や消毒のみに使用されています。工場排水混入のおそれ。			
区分	項目		基準値(mg/l)	項目	基準値(mg/l)	説明	
一般有機化学物	13	四塩化炭素	0.002以下	17	ジクロロメタン	0.02以下	科学合成原料、溶剤、金属の脱脂材、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水を汚染する物質で、発ガン性があることが知られています。
	14	1,4-ジオキサン	0.05以下	18	テトラクロロエチレン	0.01以下	
	15	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	19	トリクロロエチレン	0.03以下	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	20	ベンゼン	0.01以下	
消毒副生成物	21	塩素酸	0.6以下	27	総トリハロメタン	0.1以下	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される副生成物です。中でもクロホルム、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(トリハロメタンと呼ばれ、発ガン性があることが知られています。浄水場で二酸化塩素が酸化剤として使用される場合、分解生成物として亜塩素酸イオンや塩素酸イオンが生成されます。また次亜塩素酸を長期間貯蔵すると、塩素酸の濃度上昇が起きます。
	22	クロロ酢酸	0.02以下	28	トリクロロ酢酸	0.2以下	
	23	クロロホルム	0.06以下	29	プロモジクロロメタン	0.03以下	
	24	ジクロロ酢酸	0.04以下	30	プロモホルム	0.09以下	
	25	ジプロモクロロメタン	0.1以下	31	ホルムアルデヒド	0.08以下	
	26	臭素酸	0.01以下				

色・味	32	亜塩及びその化合物	1.0以下	水道管の亜鉛メッキ鋼管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると白く濁ります。他に鉄山、工場排水混入のおそれ。
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	原水の処理過程で使用する凝集剤に含まれます。高濃度に含まれると白く濁る原因となります。自然界には土壌、水、動植物などに化合物の形で含まれます。浄水場ではポリ塩化アルミニウムが凝集剤に使用されています。
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	水道管の鉄管から溶け出すことがあります。高濃度に含まれると異臭味や赤水となり、洗濯物を着色する原因となります。
	35	銅及びその化合物	1.0以下	給水装置などに使用される銅管などから溶け出すことがあります。高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。
	36	ナトリウム及びその化合物	200以下	過剰に摂取すると高血圧症等が懸念されます。基準値を超えると水の味に影響するようになります。自然界に広く分布。水道では次亜塩素酸ナトリウムによる消毒処理に使用されています。
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	管の壁に付着し、はく離して流出すると黒い水の原因となります。0基準値を超えると黒く濁る原因となります。主に地質に起因。0河川では低層水の溶存酸素が少なくなると底質から溶出してくることもあります。着色原因に。
	38	塩化物イオン	200以下	基準値を超えると塩味を感じるようになります。また、金属を腐食させる原因となります。自然水中に含まれます。多くは地質に由来。水道中の塩素イオンは凝集剤、消毒剤使用によって増加。
	39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300以下	硬度とは、カルシウムとマグネシウムの合計量で、硬度が高いとセッケンの泡立ちが悪くなり、また、胃腸を害して下痢を起こす場合があります。味は、硬度が高いと口に残るような味がし、低すぎると淡白でコクのない味がします。
	40	蒸留残留物	500以下	水をそのまま蒸留させたときに残る物質の総量で、その成分は主にカルシウム、マグネシウム、ナトリウムなど無機塩類や有機物です。残留物が多いと苦みや渋い味となり、適度に含まれるとまろやかな味になります。
発泡	41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
臭気	42	ジエオスミン	0.00001以下	異臭味の原因物質で、藻の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすい。
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	異臭味の原因物質で、藻の仲間により作られカビ臭を発生させます。ダムの水など停滞水を水源とする水に発生しやすい。
発泡	44	非イオン界面活性剤	0.02以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。自然環境中には存在せず、微生物が生分解することは困難。セッケン、洗剤、可溶性剤などに使用。
臭気	45	フェノール類	0.005以下	この物質が含まれる原水を塩素処理すると、クロロフェノールが生成され水に異臭味を与えるようになります。自然水中には含まれません。工場排水、防錆、防腐剤混入のおそれ。
味	46	有機物(全有機炭素の量)	5以下	水中に存在する有機物中の炭素を有機炭素または全有機炭素(TOC)といい、水中の有機物濃度を推定する指標として用いられます。下水、し尿、汚水等を多く含む水の混入、汚染プランクトン類の繁殖の疑い。
基礎的性状	47	pH値	5.8～8.6	水の酸性やアルカリ性の程度を表す指標で、7が中性。7より小さいほど酸性が強く、7より大きいほどアルカリ性が強くなります。地下水は二酸化炭素が多く含まれているので微酸性のことが多く、配管やポンプが錆びやすい。
	48	味	異常でないこと	水の味は、地質、化学薬品などの混入や藻類等微生物の繁殖によるもの、他、配管の腐食などに起因することがあります。
	49	臭気	異常でないこと	水の臭気は、藻類や放線菌等によるカビ臭物質、フェノールなどの有機化合物が原因です。水の塩素処理によるカルキ臭、水道管の内面塗装剤に由来することもあります。
	50	色度	5度以下	水の色の程度を数値で示すもの。色の原因は、主にフミン質と呼ばれる植物等が微生物により分解された有機高分子化合物や鉄やマンガン等金属類です。赤水は鉄、黒水はマンガン、青水は銅が原因。
	51	濁度	2度以下	水の濁りの程度を数値で示すもの。濁りの原因は、主に管内のサビや堆積物が流出した微粒子で、粘土製物質、鉄さび、有機物質などです。給水栓水の濁りは配・給水施設や管の異常を示します。

(注) 46.有機物は、平成17年3月まで従来の有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)で測定してもよいことになっています。0.42.ジエオスミン、43.2-メチルイソボルネオールの基準は、平成19年3月までの間は、0.00002mg/l以下です。

「別紙2」

平成29年度 水質検査予定表

(平成29年4月1日から平成30年3月31日)

検査	浄水	水源	水源	水源	水源	水源	保菌検査
	6丁目	高室	湖南	池第1	池第2	池第3	
4/4 (火)	⑨⑫蒸						
5/9 (火)	⑨	★嫌					
6/6 (火)	⑨						7人
7/4 (火)	⑨⑫蒸			★嫌			
8/1 (火)	⑨						
9/5 (火)	⑨				★嫌		
10/3 (火)	⑨⑫蒸						
11/7 (火)	⑨					★嫌	
12/5 (火)	⑨						7人
1/9 (火)	⑨⑫蒸		★嫌				
2/6 (火)	⑨						
3/6 (火)	⑨						

上記記号の説明

⑨：省略不可能9項目

⑫：消毒剤及び消毒副生成物12項目

蒸：蒸発残留物

★：原水全項目

嫌：嫌気性芽胞菌



浄水水質 (大室高原6丁目配管末)	検査頻度	基準値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	H25～H27最大値 (過去3ヵ年)	検査回数の減	基準値の1/5	最大値との比較	基準値の1/10	最大値との比較	計画検査頻度	
一般細菌	毎 月	100 個mg/L以下	0 個mg/L	0 個mg/L	0 個mg/L	0 個mg/L	0 個mg/L	0 個mg/L	不 可					毎 月	
大腸菌	毎 月	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不 可					毎 月	
カドミウム及びその化合物	1回 / 4月	0.003 mg/L以下	###	###	0.0003 mg/L未満	###	###	0.0003 mg/L未満	過去3年の基準の1/5以下は年1回、1/10以下は3年1回	0.0006 mg/L	○	0.0003 mg/L	○	1回 / 3年	
水銀及びその化合物	1回 / 4月	0.0005 mg/L以下	—	—	0.0001 mg/L未満	—	—	0.0001 mg/L未満		0.0001 mg/L	○	0.00005 mg/L	○	1回 / 3年	
セレン及びその化合物	1回 / 4月	0.01 mg/L以下	—	—	0.001 mg/L未満	—	—	0.001 mg/L未満		0.002 mg/L	○	0.001 mg/L	○	1回 / 3年	
鉛及びその化合物	1回 / 4月	0.01 mg/L以下	—	—	0.001 mg/L未満	—	—	0.001 mg/L未満		0.002 mg/L	○	0.001 mg/L	○	1回 / 3年	
ヒ素及びその化合物	1回 / 4月	0.01 mg/L以下	—	—	0.001 mg/L未満	—	—	0.003 mg/L		0.002 mg/L	×	0.001 mg/L	×	1回/3ヶ月	
六価クロム化合物	1回 / 4月	0.05 mg/L以下	—	—	0.005 mg/L未満	—	—	0.005 mg/L未満		0.01 mg/L	○	0.01 mg/L	○	1回 / 3年	
亜硝酸態窒素	1回 / 4月	0.04 mg/L以下	※H26・4月より新規検査項目			0.004 mg/L未満	0.004 mg/L未満	0.004 mg/L未満		0.008 mg/L	○	0.004 mg/L	○	1回 / 3年	
シアン化物及び塩化シアン	1回/3ヶ月	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満		不 可				1回/3ヶ月	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回 / 4月	10 mg/L以下	1.8 mg/L	1.2 mg/L	1.7 mg/L	1.4 mg/L	1.7 mg/L	1.7 mg/L	過去3年の基準の1/5以下は年1回、1/10以下は3年1回	2 mg/L	○	1 mg/L	×	1回 / 年	
フッ素及びその化合物	1回 / 4月	0.8 mg/L以下	—	—	0.08 mg/L未満	—	—	0.08 mg/L未満		0.16 mg/L	○	0.08 mg/L	○	1回 / 3年	
ホウ素及びその化合物	1回 / 4月	1.0 mg/L以下	—	—	0.1 mg/L未満	—	—	0.1 mg/L未満		0.2 mg/L	○	0.1 mg/L	○	1回 / 3年	
四塩化炭素	1回 / 4月	0.002 mg/L以下	—	—	0.0002 mg/L未満	—	—	0.0002 mg/L未満		0.0004 mg/L	○	0.0002 mg/L	○	1回 / 3年	
1,4-ジオキサン	1回 / 4月	0.05 mg/L以下	—	—	0.01 mg/L未満	—	—	0.01 mg/L未満		0.01 mg/L	○	0.005 mg/L	○	1回 / 3年	
シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回 / 4月	0.04 mg/L以下	0.004 mg/L未満	※H24より基準値 1	0.004 mg/L未満	—	—	0.004 mg/L未満		0.008 mg/L	○	0.004 mg/L	○	1回 / 3年	
ジクロロメタン	1回 / 4月	0.02 mg/L以下	—	—	0.002 mg/L未満	—	—	0.002 mg/L未満		0.004 mg/L	○	0.002 mg/L	○	1回 / 3年	
テトラクロロエチレン	1回 / 4月	0.01 mg/L以下	—	—	0.0005 mg/L未満	—	—	0.0005 mg/L未満		0.002 mg/L	○	0.001 mg/L	○	1回 / 3年	
トリクロロエチレン	1回 / 4月	0.01 mg/L以下	—	—	0.001 mg/L未満	—	—	0.001 mg/L未満		0.002 mg/L	○	0.001 mg/L	○	1回 / 3年	
ベンゼン	1回 / 4月	0.01 mg/L以下	—	—	0.001 mg/L未満	—	—	0.001 mg/L未満		0.002 mg/L	○	0.001 mg/L	○	1回 / 3年	
塩素酸	1回/3ヶ月	0.6 mg/L以下	0.06 mg/L未満	0.06 mg/L未満	0.06 mg/L未満	0.06 mg/L未満	0.06 mg/L未満	0.06 mg/L未満		不 可				1回/3ヶ月	
クロロ酢酸	1回/3ヶ月	0.01 mg/L以下	0.002 mg/L未満	0.002 mg/L未満	0.002 mg/L未満	0.002 mg/L未満	0.002 mg/L未満	0.002 mg/L未満							1回/3ヶ月
クロロホルム	1回/3ヶ月	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満							1回/3ヶ月
ジクロロ酢酸	1回/3ヶ月	0.03 mg/L以下	0.004 mg/L未満	0.004 mg/L未満	0.004 mg/L未満	0.004 mg/L未満	0.003 mg/L未満	0.003 mg/L未満						1回/3ヶ月	
ジブロモクロロメタン	1回/3ヶ月	0.1 mg/L以下	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満						1回/3ヶ月	
臭素酸	1回/3ヶ月	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満						1回/3ヶ月	
総トリハロメタン	1回/3ヶ月	0.1 mg/L以下	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満						1回/3ヶ月	
トリクロロ酢酸	1回/3ヶ月	0.03 mg/L以下	0.02 mg/L未満	0.02 mg/L未満	0.02 mg/L未満	0.02 mg/L未満	0.003 mg/L未満	0.02 mg/L未満						1回/3ヶ月	
ブromoジクロロメタン	1回/3ヶ月	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満						1回/3ヶ月	
ブromoホルム	1回/3ヶ月	0.01 mg/L以下	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L未満						1回/3ヶ月	
ホルムアルデヒド	1回/3ヶ月	0.01 mg/L以下	0.008 mg/L未満	0.008 mg/L未満	0.008 mg/L未満	0.008 mg/L未満	0.008 mg/L未満	0.008 mg/L未満						1回/3ヶ月	
亜鉛及びその化合物	1回 / 4月	0.01 mg/L以下	—	—	0.01 mg/L未満	—	—	0.01 mg/L未満	過去3年の基準の1/5以下は年1回、1/10以下は3年1回		0.2 mg/L	○	0.001 mg/L	○	1回 / 3年
アルミニウム及びその化合物	1回 / 4月	0.2 mg/L以下	—	—	0.01 mg/L未満	—	—	0.01 mg/L未満			0.04 mg/L	○	0.02 mg/L	○	1回 / 3年
鉄及びその化合物	1回 / 4月	0.3 mg/L以下	—	—	0.01 mg/L未満	—	—	0.01 mg/L未満		0.06 mg/L	○	0.03 mg/L	○	1回 / 3年	
銅及びその化合物	1回 / 4月	1.0 mg/L以下	—	—	0.01 mg/L未満	—	—	0.01 mg/L未満		0.2 mg/L	○	0.1 mg/L	○	1回 / 3年	
ナトリウム及びその化合物	1回 / 4月	200 mg/L以下	—	—	7 mg/L	—	—	7 mg/L		40 mg/L	○	20 mg/L	○	1回 / 3年	
マンガン及びその化合物	1回 / 4月	0.05 mg/L以下	—	—	0.005 mg/L未満	—	—	0.005 mg/L未満		0.01 mg/L	○	0.005 mg/L	○	1回 / 3年	
塩化物イオン	毎 月	200 mg/L以下	6.7 mg/L	7.2 mg/L	7.6 mg/L	7.5 mg/L	7.1 mg/L	7.6 mg/L	不 可				毎 月		
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回 / 4月	300 mg/L以下	—	—	25.4 mg/L	—	—	25.4 mg/L	過去3年の基準の1/5以下は年1回、1/10以下は3年1回	60 mg/L	○	30 mg/L	○	1回 / 3年	
蒸発残留物	1回 / 4月	500 mg/L以下	79 mg/L	74 mg/L	101 mg/L	74 mg/L	84 mg/L	101 mg/L		100 mg/L	×	50 mg/L	×	1回/3ヶ月	
陰イオン界面活性剤	1回 / 4月	0.2 mg/L以下	—	—	0.02 mg/L	—	—	0.02 mg/L		0.04 mg/L	○	0.02 mg/L	○	1回 / 3年	
ジオスミン	発生予想期	0.00001 mg/L以下	—	—	###	—	—	0.000001 mg/L未満		0.000002 mg/L	○	0.000001 mg/L	○	1回 / 3年	
2-メチルイソボルネオール	発生予想期	0.00001 mg/L以下	—	—	###	—	—	0.000001 mg/L未満		0.000002 mg/L	○	0.000001 mg/L	○	1回 / 3年	
非イオン界面活性剤	1回 / 4月	0.02 mg/L以下	—	—	###	—	—	0.005 mg/L未満		0.004 mg/L	○	0.002 mg/L	×	1回/3ヶ月	
フェノール類	1回 / 4月	0.005 mg/L以下	—	—	###	—	—	0.0005 mg/L未満		0.001 mg/L	○	0.0005 mg/L	○	1回 / 3年	
有機物(全有機炭素<TOC>量)	毎 月	3 mg/L以下	0.3 mg/L未満	0.3 mg/L未満	###	0.3 mg/L未満	0.3 mg/L未満	0.3 mg/L未満		0.6 mg/L	○	0.3 mg/L	○	毎 月	
pH値	毎 月	5.8～8.6	7.7	7.8	7.6	7.8	7.1	7.8					毎 月		
味	毎 月	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					毎 月		
臭気	毎 月	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					毎 月		
色度	毎 月	5 度以下	1 度未満	1 度未満	1 度未満	1 度未満	1 度未満	1 度未満					毎 月		
濁度	毎 月	2 度以下	0.1 度未満	0.1 度未満	0.1 度未満	0.1 度未満	0.1 度未満	0.1 度未満					毎 月		
遊離残留塩素	毎 月	0.1 mg/L以上	0.15 mg/L	0.20 mg/L	0.20 mg/L	0.20 mg/L	0.20 mg/L	0.20 mg/L					毎 月		
色	毎 日	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					毎 日		
濁り	毎 日	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					毎 日		
残留塩素測定	毎 日		0.11 mg/L	0.12 mg/L	0.14 mg/L	0.13 mg/L	0.11 mg/L						毎 日		
平均温度	毎 日		16.4 ℃	16.9 ℃	18.0 ℃	16.7 ℃	18.5 ℃						毎 日		
水温	毎 月		15.3 ℃	15.5 ℃	16.6 ℃	14.5 ℃	16.0 ℃						毎 月		

※1 黄色網掛け項目は省略不可項目であり、定められた規則により規定回数行います。

※2 水色網掛け項目は巻末の各採水場所を適宜に変えて自社の係員が毎日検査を行います。

シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/L以下

※H24・4月より検査項目変更

亜硝酸態窒素 0.04mg/L以下

※H26・4月より新規検査項目追加

ジクロロ酢酸 0.04mg/L以下→0.03mg/L以下

※H27・4月より基準値変更

トリクロロ酢酸 0.2mg/L以下→0.03mg/L以下

※H27・4月より基準値変更

(株)ICP・伊豆総合産業

大室水道事業施設概図

